



## 自動体外式除細動器（AED）貸出事業

### AEDをイベント等に無料で貸し出します！

三春町内で開催されるイベントやスポーツ行事などの際に、参加者が突然の心肺停止状態に陥ったときの救命活動に備えるため、行事を主催する団体に町所有のAED（自動体外式除細動器）を貸出し、救命率の向上を図ることにより、安全で安心なまちづくりを推進します。

### AEDとは…

AEDは小型の機器で、胸に貼った電極パッドが心臓の状態を自動で判断し、心室細動という不整脈を起こしていれば、強い電流を一瞬流して心臓にショックを与え、その状態を正常に戻すという機能を有しています。使い方は音声で指示してくれるので、誰でも使用して救命することができます。

#### 1 貸出対象

次のどちらかに該当する営利を目的としない行事等となります。

- ①町が主催、共催、後援、又は協力する行事等
- ②町内で開催する町民が主な対象となるイベント、各種行事等



#### 2 貸出条件

医師、看護師等の医療従事者、または消防署などによる普通救命講習等を修了した等、基本的な心肺蘇生処置の知識のある方を会場に配置してください。

#### 3 申込方法

貸出を受けようとする日の5日前までに「三春町自動体外式除細動器（AED）貸出申請書」に必要事項を記入の上、総務課自治防災グループに提出してください。

※貸出申請書は、町ホームページよりダウンロードしてください。総務課窓口にも置いてあります。

#### 4 貸出料

無料

※ただし、AEDを故意または過失により破損または紛失した場合には、借受者に賠償していただく場合があります。

#### 5 貸出期間

7日以内

※ただし、事業内容によっては、協議のうえ、期間を延長することも可能です。

#### 問合せ・申込先

〒963-7796 三春町字大町1-2

三春町役場総務課自治防災グループ（6番窓口）

電話番号：0247-62-1114 FAX：0247-61-1110